

石綿による健康被害の救済に関する法律(抄)

第七十四条第一項 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認

めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族の診断若しくは診療、薬剤の支給

若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、

薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、

又は当該職員に質問させることができる。